鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目　次

◇告　示　地方拠点都市地域の指定（地域振興課）
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）
基本測量の実施（管理課）
土地収用法による手続開始の申立て（〃）
◇選管告示　鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等
◇公　告　保母試験の合格者（児童家庭課）

告　示

鳥取県告示第六百四十一号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定に基づき、次の市町村の区域を地方拠点都市地域として指定する。

平成六年九月九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

米子市、境港市並びに西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村及び淀江町

鳥取県告示第六百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年九月九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤碕町	単県ほ場整備事業　赤碕地区　区画整理	平成五年十月三十日
〃	団体営ほ場整備事業　山川地区　区画整理	平成六年三月二十九日

鳥取県告示第六百四十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年九月九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　作業種類　基本測量（一等磁気測量）
二　作業期間　平成六年十一月九日から平成六年十二月十五日まで
三　作業地域　八頭郡郡家町

鳥取県告示第六百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成六年九月九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　起業者の名称
　鳥取県
二　事業の種類
　鳥取県民会館（仮称）新築工事
三　手続の開始をする土地
　1　収用の部分　鳥取市尚徳町、江崎町及び掛出町地内
　2　使用の部分　なし
四　土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所
　鳥取市尚徳町一一六
　鳥取市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成六年九月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長　長　尾　義　男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	九、三九九
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一五六、六三五
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三五、五九五
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三三、九〇二
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、九八八
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九、六一六
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八四九
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、九六一
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇四八
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、七五九
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、六五八
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、二六〇

公　　告

平成6年8月2日から同月4日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

平成6年9月9日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

須貝浩子	國只幸枝	松本経子
本多加恵	大野智子	江間いづみ
外賀美弥子	能登潔子	金谷雅子
田原祐子	大賀康恵	岩崎紀子
森井奈美	近藤文香	谷本紀子
野田早愛	正渡千鶴子	松本里美
倉鋪敦子	大野ゆかり	秋山真未